

## 日本側彎症学会 会則

### 第1章 総 則

(名称)

**第1条** 本会は、日本側彎症学会 (Japanese Scoliosis Society) と称する。

(事務所)

**第2条** 本会の事務局を聖隷佐倉市民病院整形外科 (千葉県佐倉市江原台 2丁目36番2) に置く。

(目的)

**第3条** 本会は、脊柱側彎症ならびにさまざまな脊柱変形の成因、病態、治療および予防についての医学的研究を促進することを目的とする。

(事業)

**第4条** 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 学術集会、研究会の開催
- 2) 学会誌、図書等の発行
- 3) 脊柱変形に関する研究の奨励および調査の実施
- 4) 優秀な業績の表彰
- 5) 国内外の諸団体との協力と連携
- 6) その他本学会の目的を達成するために必要な事業。

(機関構成)

**第5条** 本会には、理事、評議員のほか、理事会、評議員会及び監事及び会員総会を置く。

### 第2章 会 員

(会員)

**第6条** 本会の会員は、次のとおりとする。

1. 会員 (医師) 脊柱側弯症ならびにさまざまな脊柱変形に関する知識と経験を有し、本会の目的に賛同して入会した医師
2. 会員 (医師以外) 医師以外で、脊柱側弯症ならびにさまざまな脊柱変形に関する知識と経験を有し、本会の目的に賛同して入会した者
3. 単年度会員 会員以外で、当該年度の本会の活動に参加したい希望を持つもので、以下の各項のいずれかに該当し、理事長がこれを認めた者とする。
  - ②入会申し込みをしているが、未だ理事会において会員 (医師・医師以外) として承認されていない者
  - ③その他、特に単年度会員を希望する者
4. 名誉会員 本会において特に功績のあった者として、理事会の推薦を受けた者
5. 賛助会員 本会の事業を賛助するために理事会の承認を受けて入会した個人または団体

(入会)

**第7条** 本会に入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込むものとする。

②理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(会費)

**第8条** 会員は、本会の活動に必要な経費にあてるため、所定の期日までに、次に定める金額の会費を支払わなければならない。ただし、名誉会員はこの限りでない。

1. 会員 (医師) : 年額10,000円
2. 会員 (医師以外) : 年額 5,000円
3. 単年度会員 : 年額10,000円
4. 賛助会員 : 年額50,000円以上

②会員は、支払い済みの年会費については、理由の如何を問わずその返還を請求することができないものとする。

(資格喪失)

**第9条** 会員は、次の各号の1つに該当するときは、その資格を喪失する。

1. 自己の意志で退会したとき
2. 死亡若しくは失踪宣告を受けたとき
3. 除名されたとき
4. 3年分以上会費を滞納したとき

(自己の意志による退会)

**第10条** 会員が退会しようとするときには、理由を付して理事会が定める様式の退会届を提出しなければならない。

(除名)

**第11条** 会員が次の各号の1つに該当するときは、メンバーシップ委員会の答申を受けて評議員会は、その決議により当該会員を除名することができる。

1. 本会の会則に違反したとき
2. 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に違反する行為があったとき
3. 本会の会員としての義務に違反し、かつその程度が著しいとき
4. 前3号のほか正当な事由があったとき

②前項の除名決議があったときは、本人に通知するものとする。

### 第3章 役員

(役員)

**第12条** 本会には、次の役員を置く。

**理事長** 1名

**理事** 会長、前会長、次期会長、次々期会長、次々々期会長、庶務担当理事の各1名及び会員(医師)若干名

**評議員** 若干名

②役員は会員(医師)でなければならない。

(役員を選任)

**第13条** 理事長は、理事の互選で理事会により選定される。

②理事、監事は理事会にて選任し、評議員会において承認し、会員総会において報告する。

③次々々期会長は理事に就任する。

④会長は、理事会において次々々期会長候補として選任し、評議員会で承認し、総会において報告する。

⑤会長の任期が満了したときは、次期会長が当然に会長に就任する。

⑥評議員は、別に定める要件を満たす会員(医師)の中から、メンバーシップ委員会の答申を受けて理事会にて選任し、評議員会において承認する。その際、地域性を十分に考慮する。

(役員職務)

**第14条** 理事長は、本会の業務を総括、施行して本会を代表する。

②理事は、理事会を組織して、この会則に定めるもののほか、本会の評議員会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、業務執行し監督する。

③庶務担当理事は事務局を総括・運営する。理事長不在時は理事長業務を代行する。

④会長は学術集会を開催する。

⑤次期会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその業務を代行する。

⑥監事は、本会の会計及び会務の監査を行う。

⑦評議員は、評議員会を組織し、この会則の定める事項の他、理事会が特に評議員会の決議によるべき旨を定めた事項に限り、決議をすることができる。

(役員任期)

**第15条** 理事長の任期は3年とする。再任は妨げないが、連続3期就任することはできない。

②理事(会長群)の任期は5年とする。任期終了後は自動的に評議員に就任する。

③理事(会長群以外)任期は3年とする。連続2期就任することはできない。なお、退任後の再任は妨げない。

④庶務担当理事の任期は3年とする。再任は妨げない。

⑤監事の任期は3年とする。再任はできない。

⑥会長の任期は、前会長の主宰する学術集会終了の翌日から、会長の主宰する学術集会の終了日までとする。

⑦評議員の任期は5年とする。再任は妨げない。

⑧役員は就任の年の4月1日現在、年齢65歳未満のものに限る。その任期は、いかなる場合も任期は満65歳になった年度の3月31日までとする。

### 第4章 役員会

(理事会の構成及び権限)

**第16条** 理事会は、すべての理事をもって構成する。

②別にこの会則で定めるもの及び次に定める職務のほか、本会の業務執行は理事会において決定する。

1. 評議員会の日時、場所、目的事項の決定
2. 規則の制定、変更、廃止
3. 事業計画及び収支予算の設定並びに変更
4. 理事の職務の執行の監督
5. 理事長、理事、監事、会長の選任、解任

(理事会の種類及び開催)

**第17条** 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

②通常理事会は、年に2回以上開催する。

③臨時理事会は、理事長が必要と認めたとき、または監事が招集したときに開催する。

(理事会の議長)

**第18条** 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故あるときは、議場において議長を選出する。

(理事会の定足数及び決議)

**第19条** 理事会は、理事現在数の過半数以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき理事の全員が書面をもって決議事項について同意の意志表示したときは、理事会の決議があったものとみなす。

②理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決する。

(評議員の議決権)

**第20条** 評議員は、各1個の議決権を有する。

(評議員会の権限)

**第21条** 評議員会は、この会則の定める事項のほか、理事会が評議員会の決議によるべき旨を定めた事項に限り、決議をすることができる。

(評議員会の種類・開催)

**第22条** 本会の評議員会は、定時評議員会および臨時評議員会の2種類とする。

②定時評議員会は毎年1回、学術集会時に開催する。

③臨時評議員会は、理事会が開催決議をした場合に開催する。

(評議員会の議長)

**第23条** 理事長は、評議員会の議長となる。理事長に事故があるときは、理事会で決定した理事がこれに代わる。

(評議員会の定足数及び決議)

**第24条** 評議員会は評議員現在数の過半数が出席しなければその議事を開き、議決をすることが出来ない。ただし、委任状をもって出席とみなす。議決は出席評議員数の過半数をもって決する。なお、議決権の委任を受けたものはその数で数える。

②前項の規程にかかわらず、会則変更に関する評議員会の決議は、評議員現在数の半数以上であって、かつ、評議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

③理事、監事及び会長を承認する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

## 第5章 計 算 (資 産 及 び 会 計)

(事業年度)

**第25条** 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

**第26条** 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は理事長が編成し、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、直近の評議員会に報告するものとする。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

**第27条** 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、理事長が必要書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、評議員会において報告及び承認を得るものとする。

②余剰金を生じたときは、これを分配してはならず翌事業年度に繰り越さなければならない。

## 第6章 会 則 変 更

(会則変更)

**第28条** この会則は、第24条第2項に定める評議員会の決議により変更することができる。

②変更した会則は会員総会において報告する。

## 第7章 委 員 会

(委員会)

- 第29条** 本会の事業遂行に必要な場合、理事会の決議に基づき委員会を置くことができる。
- ②委員会の委員長は、会員（医師）の中から理事会が選出する。
  - ③委員会の任務、構成並びに運営に関しては、その都度理事会の決議により定める。
  - ④その他委員会に関する詳細は、委員会設置細則による。

## 第8章 学 術 集 会 及 び 会 員 総 会

(学術集会)

- 第30条** 本会は毎年1回、学術集会を開催する。
- ②学術集会は、「日本側彎症学会 学術集会」と称する。
  - ③学術集会には、会長、次期会長、次々期会長及び次々々期会長を置く。
  - ④会長は、自らが主催する学術集会について学術集会の日時、場所及びテーマ、その他の必要となる一切の事項を決定しなければならない。
  - ⑤学術集会における筆頭演者は、特別講演者を除き、原則として会員・名誉会員・単年度会員に限る。

(会員総会)

- 第31条** 会員総会は毎年1回開催する。
- ②理事長は次に掲げる事項については、会員総会に報告しなければならない。
    - 1) 事業計画および収支予算についての事項
    - 2) 事業報告および収支決算についての事項
    - 3) 財産目録についての事項
    - 4) その他、理事会において必要と認めた事項

## 第9章 学 会 誌

(学会誌)

- 第32条** 本会はJournal of Spine Research日本側彎症学会特集号を発行し、会員に配布する。
- ②会誌Journal of Spine Research日本側彎症学会特集号の著者は、共著者を含めて、原則として正会員・名誉会員・単年度会員に限る。
  - ③学会誌への論文投稿に関する詳細は、投稿規定による。

(附則)

- 第33条** この会則の施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。
- ②この会則の定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
  - ③省略
  - ④省略
  - ⑤この会則に定めのない事項はすべて法令による。

1. この会則は平成29年8月24日から施行する。

## 日本側彎症学会入会及び退会細則

- 第1条** 本会の入会及び退会については、会則に定められたことのほかは、この細則による。
- 第2条** 本会の会員になろうとする者は、入会申請書に、所定の事項を記入し、当該年度の会費を添えて、本学会事務局に提出しなければならない。ただし入会金は徴収しない。
- ②理事会が入会を承認しなかったときは、提出された当該年度の会費は、これを返還する。
  - ③会員（医師以外）及び医師以外の単年度会員は入会申込時に役員1名の推薦を必要とする。
  - ④賛助会員は入会申込時に理事1名の推薦を必要とする。

**第3条** 会費は3月31日までに全額納入するものとする。

**第4条** 退会希望者は所定の退会届を学会事務局に提出し理事会の承認をうる。ただし行政処分者の退会届は受理しない。

附則 この細則は平成29年8月24日から施行する。

## 評議員細則

**第1条** 本会の評議員の選任については、会則に定められたことのほかは、この細則による。

- 第2条** 評議員立候補の要件は、次のとおりとする。
- 1. 5年以上の会員歴を有する
  - 2. 過去5年間における3回以上の学術集会への出席
  - 3. 2回以上の主演者としての学術集会での発表

4. 診療実績（自身が行った前年1月から11月までの手術例・保存治療例のリスト）を添付する。脊柱変形が全体の20%以上含まなければならない。

5. 理事・監事3名の推薦

6. 評議員の立候補がない地域では、理事会は評議員を推薦し、選出することができる。

附則 この細則は平成29年8月24日から施行する。

#### 委員会設置細則

第1条 この細則は本会会則第29条により必要な事項を決める。

第2条 本会は常置委員会として、あり方委員会、財務委員会、研修委員会、早期発症側弯症委員会、神経筋原性・難治性側弯症委員会、成人脊柱変形・脊柱アライメント委員会、学校保健委員会、M&Mレポート・アウトカム委員会、メンバーシップ委員会、学会誌編集委員会、広報委員会、社会保険委員会、学術集会プログラム委員会、倫理委員会、COI委員会を置く。

第3条 委員長の任期は、2年とし、重任、再任を妨げない。ただし、それぞれ連続2期、就任時65歳を超えることができない。

②学術集会プログラム委員長は次期会長が務め、任期は1年とする。

第4条 委員長の任期終了後はアドバイザーとして委員会活動を支える。

第5条 委員は委員長が選任する。

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

附則 この細則は平成29年8月24日から施行する。

#### 会長選出細則

第1条 この細則は本会会則第13条④項により必要な事項を決める。

第2条 会長候補者は役員でなければならない。

第3条 次々々期会長は総会の3ヶ月前までに立候補あるいは推薦の届けを事務局に提出する。

附則 この細則は平成29年8月24日から施行する。

#### 学術集会運営細則

第1条 学術集会のプログラムは会長および学術集会プログラム委員会により編成される。

附則 この細則は平成29年8月24日から施行する。